

## 優秀映画鑑賞推進事業遵守事項

- 1 国立映画アーカイブから巡回された優秀映画鑑賞推進事業用映画フィルム（以下「映画フィルム」という。）は、善良な管理者の注意を持って管理し、その効率的使用に努めること。
- 2 映画フィルムは、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 3 映画フィルムは、複製しないこと。
- 4 上映会場（映写室及び検品等の作業のための場所を含む。）での写真・ビデオ撮影及び録音は、禁止すること。
- 5 映画フィルムは、本事業に係る上映以外には使用しないこと。
- 6 映画フィルムについて、修繕・改造その他映画フィルムの現状を変更する必要がある場合は、あらかじめ本事業委託業者を通じて国立映画アーカイブの承諾を受けること。
- 7 映画フィルムを紛失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を、本事業委託業者を通じて国立映画アーカイブに提出し、その指示に従うこと。なお現状復帰に要した経費は、国立映画アーカイブ及び本事業委託業者には請求しないこと。
- 8 映画フィルムの取扱いについては、国立映画アーカイブが作成した「フィルム取扱注意事項」等に従うこと。なお、映写等のために実際に映画フィルムに手を触れる者にも、事前にフィルム取扱注意事項を確認させ、特に留意させること。
- 9 その他、この遵守事項に定めのない事項については、その都度本事業委託業者を通じて国立映画アーカイブと協議すること。